

公益社団法人みどり市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人みどり市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 みどり市職員及びセンター事務局職員から選任、又は委嘱されている者については、報酬を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤及び非常勤役員の報酬月額等は、別表1「常勤及び非常勤役員の報酬月額等」に定める金額とするものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤及び非常勤役員の報酬は月額及び年額をもって支給するものとし、支給日は理事長は職員給与規程第7条第2項を準用し、監事（公認会計士、税理士の資格を有する者）は職務の遂行に当たった年度末に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、職務の遂行に当たった日の翌月末に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

3 理事長及びみどり市職員並びにセンター事務局職員のうちから選任された役員に対する費用は、支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤及び非常勤役員の報酬月額等

| | |
|---------------------------|--------|
| (1) 理事長 | 月額 2万円 |
| (2) 監事(公認会計士、税理士の資格を有する者) | 年額10万円 |

別表2 費用の額

| | |
|-------------------|------------|
| (1) 役員の管外職務にかかる費用 | 旅費規定に定める金額 |
| (2) その他 | 実費 |

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。